○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見二四二四の三、二四二七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県大府市梶田町五丁目四八から五四まで、五八、五九、一四八、一五一、一五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県木田郡三木町大字奥山字猪ノ谷三一九四の甲五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県庁及び三木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市野尻町東麓字大平山五八一七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字内山七四一の六から七四一の八まで・七四一の一〇から七四一の一四まで・七四二の四・七四二の七・七四二の一八・七四二の乙の八（以上十二筆国有林）、七四一の四（次の図に示す部分に限る。）、字井料三九六九の一・三九七〇の八・三九七〇の一五（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字内山七四一の六から七四一の八まで・七四一の一〇から七四一の一四まで・七四二の一二・七四二の一八（以上十一筆国有林）、七四一の四（次の図に示す部分に限る。）、曽於郡大崎町假宿字荒園三四九四の六（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁並びに鹿屋市役所及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字布沢字椙名久保二六一五の五、字田沢川三五五六の二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字椙名久保二六一五の五（次の図に示す部分に限る。）、字田沢川三五五六の二八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町七三七、七三八、七四一、七四二のイ、七四二の二、三三七六から三三七八まで、三七三七、三七四〇、三七四一、三七四三、三七五四、三七五五、三七五七、三七五八、三七五八の乙、三七六五の一、三七六六の八、三七六七のイの甲、三七六七のイの乙、三七六八、小津町一一七五、一一八二から一一八八まで、一一九八、一一九九、西多摩郡奥多摩町氷川字西澤六二〇（次の図に示す部分に限る。）、境字中山八九五、檜原村字本宿五六八〇、五六九一のイ、五六九一のロ、五六九一のハ、五六九一のヘ、字南郷五八五〇、五九七五のロ、六一七〇の二、字三都郷七三三八、七三三九、字神戸八一二八（次の図に示す部分に限る。）、字倉掛九三三六の三、字人里六八一四のイ、六八一四のロ、六八一四の八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

二　(一)　所　東京都八王子市上恩方町七九のロ・六八一・七一〇の一・七六三・七六八の一・一二四五・一二五〇・一二五一・一二五三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇三六、三一四一のロ、三一四一のハ、三二〇二、南浅川町三六三三の一・小津町一二〇五から一二〇七まで・一二一六のイ（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、あきる野市留原字持林五九五（次の図に示す部分に限る。）、五四五の一、五七七の一、五八四、五八五、字小林五九六・七二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、青梅市梅郷一丁目一八九九・一九四七・柚木町二丁目九七一の二・九七五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町留浦字燧岩一〇一三、一〇一五のイ、一〇一五のロ、字のめり坂一七三〇のイ・一七三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、日原字栗原一二八の二、字小菅四四八（次の図に示す部分に限る。）、四三六、四四一、境字ひむら四七の一、大丹波字日向七八六のイ・七八七・字名坂七八八・七八九・八四〇・字八桑八四一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、檜原村字数馬六九七三の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備